

湖北工業株式会社
指定化学物質管理リスト
リード端子

目次

1. 湖北工業株式会社指定化学物質管理リストの位置付け	P.3
2. 用語の定義	P.4
3. 含有禁止物質・要通知物質・適用除外リスト・参照法令に関する一覧表	
表1 禁止物質	P.5
表2 禁止物質：アゾ化合物の分解により発生してはならないアミンの一覧	P.9
表3 禁止物質：長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACS)	P.9
表4 禁止物質：包装材に関する追加要求事項	P.10
表5 禁止物質：SVHC 高懸念物質	P.10
表6 禁止物質：GADSLのP 及び D/P物質の禁止用途	P.10
表7 禁止物質：電池に関する基準	P.10
表8 禁止物質：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質	P.10
表9 要通知物質	P.11
表10 要通知物質：REACH規則附属書XVII（制限物質）	P.13
表11 要通知物質：GADSLのD/P物質の禁止用途以外 及び D物質	P.13
表12 適用除外リスト：EU RoHS 2011/65/EU	P.13
表13 適用除外リスト：EU ELV 2000/53/EC	P.13
表14 参照する法規制及び業界標準	P.14
4. 改訂履歴表	P.15

1. 湖北工業株式会社指定化学物質管理リストの位置付け

(1) 目的

グリーン調達活動を円滑に推進するため、含有を禁止する物質及び含有の把握が必要な物質を明確に定め、仕入れ先様に周知し法令順守及び環境負荷低減を図ることを目的とします。

(2) 適用範囲

湖北工業株式会社（以下、当社）が調達する材料、部品、包装材、副資材（以下、調達品）ならびにこれらの調達品を供給いただく仕入れ先様に適用します。

(3) 非含有保証書及び要通知物質報告書の提出について

当社は、本管理リスト改訂時もしくは適宜、含有確認のため仕入れ先様に提出をお願いし、確認を行います。

各提出書類の最新Formatにつきましては、当社ホームページよりダウンロード頂けます。

(4) 本管理リスト改訂時の対応

国内外の各種法規制、社会的要求等の変化により、本管理リストを改訂することがあります。

改訂により、調達品が本管理リスト内容を満足しなくなったときは、速やかに当社購買窓口にご連絡をお願いします。

2. 用語の定義

指定化学物質

調達品において、含有の禁止や把握が必要と判断した化学物質。

禁止物質

指定化学物質のうち、調達品への含有を禁止する化学物質。意図的な使用を禁止し、当社が閾値を定めている場合は、不純物を含めた含有濃度が当社閾値未満であること。

要通知物質

当社内で制限している、含有情報の把握が必要な化学物質。

閾値

調達品の均質素材の部位に含まれる最大許容濃度。

均質素材

均質物質とは、複数の素材、部品等に分けられる調達品において、機械的に異なる材料に分解できない（実質的に均質な（homogeneous）部分）材料。

含有

調達品中に対象の化学物質が含まれること。

意図的使用

調達品において機能目的で特定の化学物質を添加し、含有すること。

不純物

天然素材中に含有し、工業用材料として製造過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない化学物質。

プラスチック

汎用プラスチック、エンジニアリングプラスチック、合成繊維、合成ゴム、インク、塗料、接着剤等、高分子を含むもの。（包装材を含む）

副資材

製造工程内で使用する機械油、洗浄液、事務消耗品等、当社製品（材料、半製品を含む）の輸送や保護に用いるもの。

3. 含有禁止物質・要通知物質・適用除外リスト・参照法令に関する一覧表

表1 禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位 : ppm
1	P C B、P C T 及びその代用品類	総称	全用途	
2	P C T (ポリ塩化ターフェニル)	61788-33-8	全用途	
3	P C B (ポリ塩化ビフェニル)	1336-36-3	全用途	
4	モノメチルジプロモジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8	意図的使用を禁止	
5	モノメチルジクロロジフェニルメタン (Ugilec121/21)	81161-70-8	意図的使用を禁止	
6	モノメチルテトラクロロジフェニル	-	意図的使用を禁止	
7	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン (Ugilec141)	76253-60-6	意図的使用を禁止	
8	P B B (ポリ臭化ビフェニル)	総称	全用途	10
9	P B D E (ポリ臭化ビフェニルエーテル)	総称	全用途	10
10	塩素化パラフィン類 (短鎖型塩化パラフィン) (SCCP, C10-13)	総称	意図的使用を禁止	1000
11	塩素化パラフィン類 (中鎖型塩化パラフィン) (MCCP, C14-17)	85535-85-9 他	全用途	1000
12	その他の塩素化パラフィン類	-	全用途	1000
13	ビス (クロロメチル) エーテル	542-88-1/114-44-4	全用途	1000
14	分解により特定アミンを発生するアゾ化合物	表2参照	全用途	物質合計/30 ※人体に持続的に触れる 用途は使用禁止
15	塩化ビニルモノマー (クロエチレン)	75-01-4	全用途	
16	ポリ塩化ビニル (PVC) 及びその混合物	9002-86-2 25037-47-2 26793-37-3 他	全用途	1000
17	アスベスト類 (アスベスト入りタルク、エリオナイト等を含む)	総称	全用途	併行生産や製造設備からの 意図しない混入/付着も含めて 当該物質の含有を禁止する
18	特定の有機すず化合物 (トリフェニルスズ類、トリブチルスズ類)	総称	全用途	Sn換算/1000
19	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	-	全用途	
20	ジブチルスズ化合物	-	全用途	Sn換算/1000
21	ジオクチルスズ化合物	-	全用途	Sn換算/1000
22	その他有機スズ化合物	-	全用途	Sn換算/1000
23	水銀及びその化合物 (アルキル水銀化合物を含む)	総称	金属類	500
24	水銀及びその化合物 (アルキル水銀化合物を含む)	総称	包装材/表4参照	
25	水銀及びその化合物 (アルキル水銀化合物を含む)	総称	その他	100
26	カドミウム及びその化合物	総称	金属類	75
27	カドミウム及びその化合物	総称	包装材/表4参照	
28	カドミウム及びその化合物	総称	その他	5
29	六価クロム化合物	総称	金属・金属皮膜	2
30	六価クロム化合物	総称	包装材/表4参照	
31	六価クロム化合物	総称	その他	100
32	鉛及びその化合物	総称	金属類	500
33	鉛及びその化合物	総称	包装材/表4参照	
34	鉛及びその化合物	総称	その他	100
35	ホルムアルデヒド	50-00-0	全用途	300ppm 気中濃度 0.1ppm 未満 気中濃度 0.15mg/m3 未満
36	シアン化合物	総称	全用途	

表1 禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位 : ppm
37	ビスフェノールA	80-05-7	意図的使用を禁止	ビスフェノールA型樹脂は未反応分も含め対象外
38	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル、DMF)	624-49-7	全用途	0.1
39	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	全用途	物質合計/50
40	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	全用途	物質合計/50
41	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	全用途	物質合計/50
42	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	全用途	物質合計/50
43	フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0	全用途	物質合計/50
44	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	全用途	物質合計/50
45	フタル酸ジノルマルオクチル(DNOP)	117-84-0	全用途	物質合計/50
46	フタル酸ジヘキシル(DnHP)	84-75-3	全用途	物質合計/50
47	フタル酸ジアミル DnPP	131-18-0	全用途	物質合計/50
48	フタル酸ジシクロヘキシル DCHP	84-61-7	全用途	物質合計/50
49	上記以外のフタル酸エステル類	総称	全用途	1000
50	赤リン	7723-14-0	全用途	
51	黄リン	12185-10-3	意図的使用を禁止	
52	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質	表8参照	全用途	
53	SVHC 高懸念物質	表5参照	全用途	1000ppm未満100ppm以上の含有を把握している場合は報告のごと ※分析報告書の提出を依頼する場合があります
54	"GADSL Reference List"に掲載されたClassification (分類) が "P (禁止) "物質、及び "D/P (申告/禁止) "物質のうち、禁止用途に使われているもの	表6参照	全用途	GADSLに明記されていない限り、1000ppm未満100ppm以上の含有を把握している場合は報告のごと
55	ベンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	全用途	
56	デクロランブラス(DP)	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	全用途	
57	ヘルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)類緑化合物	-	全用途	0.025
58	ヘルフルオロオクタンの類緑化合物	-	全用途	0.025
59	有機フッ素化合物 ヘルフルオロヘキサノ酸とその塩類(PFHxA)	307-24-4 他	全用途	
60	ヘルフルオロアルキルカルボン酸 (PFCAs) C9-C14 とその塩及び関連物質	-	全用途	C9-C14 PFCAsとその塩の合計で成形品や混合物中の25ppb以上の含有を禁止C9-C14 PFCa関連物質または、それらの組み合わせで成形品や混合物中の260ppb以上の含有を禁止
61	炭素数 15から21 のヘルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩およびC15-C21 PFCA 関連物質 (別名:炭素数 15から21 のパーフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質)	-	全用途	
62	ヘルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質 (C9~C21)	-	全用途	
63	ヘルまたはポリフルオロアルキル化合物とそれらの塩類 (PFAS*) ※ここで規制・定義するPFAS類はOECD (経済協力開発機構) および米国EPA (環境保護庁) が定義するPFAS類とする。 フッ素ポリマーもPFAS類に該当することに注意する。	-	全用途	

表1 禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位 : ppm
64	4-ニトロフェニル及びその塩	92-93-3	全用途	
65	ベンジジン及びその塩	-	意図的使用	
66	ベンゼン	71-43-2	全用途	1000
67	ベリリウム	7440-41-7	全用途	調査単位の0.1重量% (1000ppm)
68	酸化ベリリウム	1304-56-9	全用途	調査単位の0.1重量% (1000ppm)
69	ひ素	7440-38-2	全用途 ※半導体、銅箔 はんだ用途を除く	50
70	三酸化二砒素	1327-53-3	全用途 ※半導体、銅箔 はんだ用途を除く	50
71	五酸化二砒素	1303-28-2	全用途 ※半導体、銅箔 はんだ用途を除く	50
72	その他 ひ素化合物	-	合金中のひ素	1000
73	ダイオキシン類/ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン	-	全用途	
74	ダイオキシン類/ポリ塩化ジベンソフラン	-	全用途	
75	ダイオキシン類/コプラナーポリ塩化ビフェニル	-	全用途	
76	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	全用途	
77	ベンゾトリクロライド	98-07-7	全用途	
78	アジ化ナトリウム	2662822-8	全用途	
79	ヘプタクロル	76-44-8	意図的使用を禁止	
80	放射性物質	-	全用途	
81	塩化コバルト	7646-79-9	全用途	塩化コバルト含有シリカゲル インジケータ等
82	炭酸コバルト(Ⅱ)	513-79-1	全用途	
83	酢酸コバルト(Ⅱ)	71-48-7	全用途	
84	硝酸コバルト(Ⅱ)	10141-05-6	全用途	
85	硫酸コバルト(Ⅱ)	10124-43-3	全用途	
86	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール[ジコホル]	10606-46-9	意図的使用を禁止	
87	ピグメントバイオレット29	81-33-4	意図的使用を禁止	
88	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACS)	表3参照	全用途	
89	天然ゴム	-	全用途	
90	フッ素系温室効果ガス(HFC,PFC,SF6等)	-	全用途	
91	メタノール	67-56-1	意図的使用を禁止	
92	n-ヘキサン	110-54-3	全用途	
93	トルエン	108-88-3	意図的使用を禁止	
94	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン (メトキシクロル)	72-43-5	全用途	
95	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)	68921-45-9	意図的使用を禁止	
96	酸化エチレン	75-21-8	全用途	
97	トレオスルファン	299-75-2	全用途	
98	トリス-1-アジリジニルホスフィンオキシド	545-55-1	全用途	

表1 禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位 : ppm
99	ハロゲン/ハロゲン化合物 (ただし有機臭素化合物・有機塩素化合物のみ)	-	全用途	全Br量、全Cl量各900ppm未満 且つその合計1500ppm未満
100	2、2'、2"-ニトロトリエタノールトリエタノールアミン	102-71-6	全用途	
101	フェニレンジアミンおよびその塩	25265-76-3 他	全用途	
102	過塩素酸塩	-	全用途	0.006
103	アルキルフェノール類クレゾール/フェノールメチル	1319-77-3	全用途	
104	アルキルフェノール類クレゾール/フェノール 2-メチル	95-48-7	全用途	
105	アルキルフェノール類クレゾール/フェノール 3-メチル	108-39-4	全用途	
106	アルキルフェノール類クレゾール/フェノール 4-メチル	106-44-5	全用途	
107	アンチモン及びその化合物/アンチモン	7440-36-0	プラスチック、塗料 インク、包装材	700
108	アンチモン及びその化合物/三酸化アンチモン	1309-64-4	プラスチック、塗料 インク、包装材	700
109	異性体を混合したメチレンジフェニルジイソシアネート MDI	26447-40-5	全用途	
110	4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	101-68-8	全用途	
111	トルエンジイソシアネート2,4-TDI/2,6-TDIの混合物	26471-62-5	全用途	
112	2,4-TDI : 2,4-トルエンジイソシアネート	584-84-9	全用途	
113	2,6-TDI : 2,6-トルエンジイソシアネート	91-08-7	全用途	
114	ヘキサメチレンジイソシアネート (HDI)	822-06-0	全用途	
115	N-フェルベンゼンアミン	122-39-4	全用途	
116	スチレン	100-42-5	全用途	
117	リン化インジウム	22398-80-7	全用途	
118	シクロヘキサン	110-82-7	全用途	
119	無機アンモニウム塩	-	全用途	
120	ミネラルオイル MOSH : 飽和炭化水素鉱物油 MOAH : 芳香族炭化水素鉱物油	-	梱包材	
121	N,N-ジメチルホルムアミド (DMF)	68-12-2	梱包材	
122	REACH規則 附属書17制限物質	-	法規制用途に限る	
123	ニッケルおよびその化合物	7440-02-0 他	人体に持続的に 触れる用途	0.5µg/cm ² /週
124	セラミック繊維	-	全用途	
125	ベンタクロフェノール(PCP)又はその塩若しくはエステル	87-86-5	全用途	1000
126	アルキレングリコールエーテル及びそのアセテート類 エチレングリコールモノエチルエーテル (2-エトキシエタノール)	110-80-5	全用途	
127	アルキレングリコールエーテル及びそのアセテート類 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	111-15-9	全用途	
128	アルキレングリコールエーテル及びそのアセテート類 エチレングリコールモノメチルエーテル (2-メトキシエタノール)	109-86-4	全用途	
129	アルキレングリコールエーテル及びそのアセテート類 エチレングリコールモノメチルアセテート	110-49-6	全用途	
130	1-プロモプロパン	106-94-5	意図的使用を禁止	
131	1,4-ジオキサソ	123-91-1	意図的使用を禁止	
132	N-メチルピロリドン(NMP)	872-50-4	意図的使用を禁止	
133	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6ジ-tert-ベンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	全用途	
134	ポリ(オキシエチレン)ノニルフェニルエーテル	9016-45-9 他	全用途	1000

表1 禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位 : ppm
135	ノニルフェノール	25154-52-3	全用途	1000
136	マスクキシレン	81-15-2	全用途	
137	2,4-ジニトロトルエン 2,4-DNT	121-14-2	全用途	
138	リフラクトリーセラミックファイバー	142844-00-6	全用途	
	オゾン層破壊物質 (No.139~No.145)	-	-	
139	特定ハロン、特定フロン (CFC,HCFC,HBFC)	-	全用途	
140	臭化メチル (プロモタン)	74-83-9	全用途	
141	プロモクロロメタン	74-97-5	全用途	
142	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	全用途	
143	四塩化炭素	56-23-5	全用途	
144	HFC類	総称	全用途	
145	HFC-23	75-46-7	全用途	
	臭素系難燃剤 (No.146~No.150)	-	-	
146	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)及びすべての主要ジアステレオ異性体	25637-99-4 他	全用途	5
147	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	84852-53-9	全用途	5
148	テトラブロモビスフェノール A	79-94-7	全用途	
149	TBBP-A-bis	21850-44-2	全用途	
150	上記以外の臭素系難燃剤	-	全用途	
	多環芳香族炭化水素 (PAHs) (No.151~No.159)	-	-	
151	ベンゾ(a)ピレン	50-32-8	人の皮膚や口腔に直接かつ 長期間もしくは短時間に 繰り返し接触する ゴム、もしくは プラスチック部品が対象	1ppm未満/PAH合計5ppm
152	ベンゾ(e)ピレン	192-97-2		
153	ベンゾ(a)アントラセン	56-55-3		
154	クリセソ	218-01-9		
155	ベンゾ(b)フルオランテン	205-99-2		
156	ベンゾ(j)フルオランテン	205-82-3		
157	ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9		
158	ジベンゾ(a,h)アントラセン	53-70-3		
159	上記以外の多環芳香族炭化水素 (PAHs)	総称		
	塩素系難燃剤 (No.160~No.165)	-	-	
160	トリス (2-クロロエチル) =ホスファート (TCEP)	115-96-8	全用途	900
161	トリス (1-クロロ-2-プロピル) =ホスファート (TCPP)	13674-84-5	全用途	900
162	トリス (2,3-ジクロロプロピル) ホスファイト (TDCPP)	78-43-3	全用途	900
163	トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) ホスファート (TDCPP)	13674-87-8	全用途	900
164	トリス (2-クロロエチル) ホスファイト (TCEP)	115-96-8	全用途	900
165	その他塩素系難燃剤	-	全用途	900
	有機リン化合物 (No.166~No.180)	-	-	
166	リン酸トリス (イソプロピルフェニル)	68937-41-7	全用途	
167	ポリリン酸アンモニウム	68333-79-9	全用途	
168	リン酸トリス (2-ブトキシエチル)	78-51-3	全用途	
169	リン酸トリス (2-エチルヘキシル)	78-42-2	全用途	
170	リン酸トリフェニル	115-86-6	全用途	
171	メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	全用途	
172	エチルホスホン酸ジエチル	78-38-6	全用途	

表1 禁止物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	対象用途	閾値(均質素材あたり) 単位 : ppm
173	(1,3-フェニレンジオキシ) ビス (ホスホン酸ジフェニル)	57583-54-7	全用途	
174	環状リン酸エステル	61840-22-0	全用途	
175	[[ビス(2-ヒドロキシエチル) アミノ]メチル]ホスホン酸ジエチル	2781-11-5	全用途	
176	リン酸クレジルジフェニル	26444-49-5	全用途	
177	リン酸ジフェニル-オクチル	115-88-8	全用途	
178	リン酸トリオクチル	1806-54-8	全用途	
179	リン酸トリエチル	78-40-0	全用途	
180	クロルピリホス	2921-88-2	全用途	
	塩素系有機溶剤 (No.181~No.191)	-	-	
181	クロロホルム	67-66-3	全用途	1000
182	1,1-ジクロロエチレン (別名 ビニリデンクラオライド)	75-35-4	全用途	1000
183	ジクロロメタン (別名 二塩化メチレン)	75-09-2	全用途	1000
184	1,2-ジクロロエタン (別名 二塩化エチレン)	107-06-2	全用途	1000
185	テトラクロロエチレン (別名 パークロロエチレン)	127-18-4	全用途	
186	トリクロロエチレン	79-01-6	全用途	
187	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5	全用途	
188	1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	全用途	
189	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6	全用途	
190	ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	87-68-3	全用途	
191	その他塩素系有機溶剤	-	全用途	

*1 化学物質名称は一例であり、別の名称等も存在し、すべての情報を記載しているわけではありません。

表2 禁止物質：アゾ化合物の分解により発生してはならないアミンの一覧

物質名 *1	CAS No.
4-アミノジフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアノール	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン (2-アミノ-4-ニトロトルエン)	99-55-8
p-クロロアニリン	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-ジアミノジフェニルメタン、(4,4'-メチレンジアニリン)	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメチルベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
p-クレシジン (6-メトキシ-m-トルイジン)	120-71-8
4,4'-メチレンビス- (2-クロロアニリン)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4,4'-チオジアニリン	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
2,4-トルエンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン、(3,3'-ジメチルベンジジン、ジアニシジン)	90-04-0
4-アミノアノール	60-09-3
2,6-ジメチルアニリン / 2,6-キシリジン	87-62-7
2,4-ジメチルアニリン / 2,4-キシリジン	95-68-1

表3 禁止物質：長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACS)

物質名 *1	CAS No.
パーフルオロオクチルヨージド	507-63-1
1,1,2,2-テトラヒドロヘプタデカフルオロデカノール	678-39-7
1H,1H,2H,2H-パーフルオロドデカン-1-オール	865-86-1
1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシルヨージド	2043-53-0
よう化1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシル	2043-54-1
アクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシル	17741-60-5
アクリル酸1H,1H,2H,2H-ヘプタデカフルオロデシル	27905-45-9
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-ペンタコサフルオロ-14-ヨードテトラデカン	30046-31-2
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-ペンタコサフルオロテトラデカン-1-オール	39239-77-5
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-ノナコサフルオロヘキサデカン-1-オール	60699-51-6
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-ノナコサフルオロ-16-ヨードヘキサデカン	65510-55-6
ナトリウム；2-メチルプロパン-1-スルホン酸	68187-47-3
1,1,2,2-テトラヒドロペルフルオロアルキル(C8-C14)アルコール	68391-08-2
チオール、C8-20、ガンマ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドを含むテロマー	70969-47-0
ケイ酸ナトリウムとクロロトリメチルシランと3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-ヘプタデカフルオロ-1-デカノールとの反応生成物	125476-71-3
チオール、C4-20、γ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドとアクリル酸のテロマー、ナトリウム塩	1078712-88-5
1-プロパニウム、3-アミノ-N-(カルボキシメチル)-N,N-ジメチル、N-(2-((ガンマ-オメガ-ペルフルオロ-C4-20-アルキル)チオ)アセチル)誘導体、内部塩	1078715-61-3
ポリフルオロアルキルベタイン	-
変性フルオロアルキルウレタン	-
過フッ素化ポリアミン	-

表4 禁止物質：包装材に関する追加要求事項

物質名 *1	閾値	用途および対象
カドミウム、六価クロム、鉛、水銀 *2	4重金属合計 50ppm未満	包装材用 ※製品を配送・保護、識別するための材料 トレイ、リール、スティック、袋、緩衝材、 ステプラー、シート、ラップ、段ボール、 テープ、結束バンド、ラベル、印刷インク、 塗料など

*2 カドミウム・鉛・水銀・六価クロムは、包装を構成する各部材・塗料・インクごとにて、個々で閾値未満であると共に、4 重金属合計で50ppm未満とする。
包装材料を構成するプラスチック（ゴムを含む）の部位については、カドミウムの許容濃度を 5ppm未満とする。記載は必須であり、包装材以外の表記を要検討する。

表5 禁止物質：SVHC 高懸念物質

物質名 *1	閾値	用途および対象
REACH規則より Candidate List に掲載されたSVHC (高懸念物質) ECHA (欧州化学品庁) のホームページより最新情報を参照 https://echa.europa.eu/candidate-list-table	1000ppm未満 (100ppm以上の含有を 把握している場合は 報告のこと)	全ての用途

表6 禁止物質：GADSLのP 及び D/P物質の禁止用途

物質名 *1	閾値	用途および対象
"GADSL Reference List" *3 に掲載された分類が、 "P (禁止)" 物質 "D/P (申告/禁止)" 物質のうち、禁止用途に使われているもの GADSL Webサイト"GADSL Reference List"最新情報を参照 http://www.gadsl.org	明記されていない限り 1000ppm未満 (100ppm以上の含有を 把握している場合は 報告のこと)	全ての用途

*3 GADSLとは、'Global Automotive Stakeholder Group (GASG)が公開する
'Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)'" に明示されている物質のこと。

表7 禁止物質：電池に関する基準

物質名 *1	許容濃度(ppm)	適用
カドミウム	禁止	Ni-Cd電池
	10	マンガン電池、アルカリ電池、 ニッケル水素 Ni-MH 二次電池 ※ボタン形電池を除く
	20	上記以外の電池
鉛	40	アルカリマンガン電池 * ボタン形電池を除く
	1000	マンガン電池、アルカリマンガンボタン形電池
	2000	上記以外の電池
水銀	1	電池製品へ意図的に添加、又は 水銀の重量比として
	5	均質材料中の水銀重量比

・電池、電池パックは各国の指令・法律に従って対応し、必要に応じて各種表示を行うこと。 ※引用規格：EU 2006/66/EC

表8 禁止物質：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質

物質名 *1	閾値	用途および対象
難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への 慢性毒性を有する化学物質 経済産業省のホームページより最新情報を参照 第一種特定化学物質 (METI/経済産業省)	含有なきこと	

*1 化学物質名称は一例であり、別の名称も存在し、すべての情報を記載しているわけではありません。

表9 要通知物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	用途および対象
1	マゼンタ (フタジ塩基性)	632-99-5	全用途
2	銅	7440-50-8	全用途
3	オーラミン (A ⁺ -ジグアイII-2)	2465-27-2 492-80-8	全用途
4	ピクリン酸 (トリクロフェノール)	88-89-1	全用途
5	エチレンイミン	151-56-4	全用途
6	ニトロソアミド類	総称	全用途
7	ニトロソアミン類	総称	全用途
8	N-ニトロソジエタノールアミン	1116-54-7	全用途
9	ジメチルアミン	124-40-3	全用途
10	ジメチルアセトアミド(DMA)	127-19-5	全用途
11	N-メチルアセトアミド(NMA)	79-16-3	全用途
12	N-メチルホルムアミド(NMF)	123-39-7	全用途
13	アクリロニトリル	107-13-1	全用途
14	β-プロピオラクトン	57-57-8	全用途
15	アセトアルデヒド	75-07-0	全用途
16	エピクロヒドリン	106-89-8	全用途
17	ヒドラジン	302-01-2	全用途
18	ひ素	7440-38-2	半導体、銅箔 はんだ用途
19	ベリリウム	7440-41-7	全用途
20	コバルト 及びその化合物/禁止・限定物質以外のコバルト化合物	-	全用途
21	アンチモン	7440-36-0	プラスチック、塗料 インク、包装材を 除く用途
22	三酸化アンチモン	1309-64-4	プラスチック、塗料 インク、包装材を 除く用途
23	その他 アンチモン化合物	-	プラスチック、塗料 インク、包装材を 除く用途
24	ビスマス及びその化合物/ビスマス	7440-69-9 他	全用途
25	キシレン	1330-20-7	全用途
26	o-キシレン	95-47-6	全用途
27	p-キシレン	106-42-3	全用途
28	m-キシレン	108-38-3	全用途
29	セレン及びその化合物	7782-49-2	全用途
30	チウラム/別名：二硫化四メチルチウラム	137-26-8	全用途
31	チオベンカルブ	28249-77-6	全用途
32	ビスフェノールAF	1478-61-1	全用途
33	ビスフェノールF	620-92-8	全用途
34	その他 ビスフェノール	-	全用途
35	ビスフェノールA エピクロヒドリンエポキシ樹脂 (数平均分子量 ≤700)	25068-38-6/- 他	全用途
36	発泡スチロール EPS	-	全用途
37	ニッケル及びその化合物	7440-02-0 他	表-1記載用途以外の 全用途

表9 要通知物質

No.	物質名または物質群名*1	CAS No.	用途および対象
38	ソルベントナフサ	64742-88-7 他	全用途
39	スッタート溶媒	8052-41-3	全用途
40	カーボンブラック	1333-86-4	全用途
41	オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4)	556-67-2	全用途
42	デカメチルシクロペンタシロキサン (D5)	541-02-6	全用途
43	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6)	540-97-6	全用途
44	トリメトリット酸 無水物	552-30-7	全用途
45	p-ジクロロベンゼン	106-46-7	全用途
46	o-ジクロロベンゼン	95-50-1	全用途
47	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5	全用途
48	二臭化エチレン	106-93-4	全用途
49	1,3-ブタジエン	106-99-0	全用途
50	1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロ-4,6,6,7,8-ヘキサメチルシクロペンタ[g]-2-ベンゾピラン (HHCB)	1222-05-5	全用途
51	無水フタル酸	85-44-9	全用途
52	アルミノシリケート、耐火物セラミック繊維	-	全用途
53	ジルコニアアルミノシリケート、耐火物セラミック繊維	-	全用途
54	金属カルボニル類	総称	全用途
55	タール油/コールタール	- /8007-45-2	全用途
56	過塩素酸塩	7601-90-3	全用途
57	ヘキサクロエタン	67-72-1	全用途
58	ジフェニルエーテルオクタプロモ誘導体 C12H2Br8O	総称	全用途
59	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME)	111-77-3	全用途
60	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	112-34-5	全用途
61	2,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	5873-54-1	全用途
62	2,2'-メチレンジフェニルジイソシアネート	2536-05-2	全用途
63	硝酸アンモニウム(AN)	6484-52-2	全用途
64	REACH規則附属書XVII (制限物質)	表10参照	全用途
65	"GADSL Reference List"に掲載されたClassification (分類) が "D/P (申告・禁止)" の物質のうち、禁止用途以外に使われるもの "D (申告)" の物質	表11参照	全用途
	アゾ化合物及び芳香族アミン (No.66~No.70)	-	-
66	α-ナフチルアミン (及びその塩)	(134-32-7)	全用途
67	p-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	全用途
68	n-フェニル-β-ナフチルアミン	135-88-6	全用途
69	ジエチルアミン	109-89-7	全用途
70	トリエチルアミン	121-44-8	全用途

*1 化学物質名称は一例であり、別の名称等も存在し、すべての情報を記載しているわけではありません。

表10 要通知物質：REACH規則附属書XVII（制限物質）

物質名	閾値	用途および対象
REACH規則附属書XVII（制限物質） ECHA（欧州化学品庁）のホームページより最新情報を参照 https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach	法律要求に準じる	個別の物質毎に規定される制限用途による

表11 要通知物質：GADSLのD/P物質の禁止用途以外 及び D物質)

物質名	閾値	用途および対象
GADSL Reference List"に掲載された分類が、 "D/P（申告／禁止）"物質のうち、禁止用途以外で使われているもの "D（申告）"物質 GADSL Webサイト"GADSL Reference List"最新情報を参照 http://www.gadsl.org	100ppm以上の含有を 把握している 場合は報告のこと	全ての用途

表12 適用除外リスト：EU RoHS 2011/65/EU

適用法令	適用除外	URL
EU RoHS 2011/65/EU	Annex III	http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm

表13 適用除外リスト：EU ELV 2000/53/EC

適用法令	適用除外	URL
ELV 2000/53/EC	Annex II	http://ec.europa.eu/environment/waste/elv/legislation_en.htm

表14 参照する法規制及び業界標準

適用法令	参考URL
日本化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）第1種特定化学物質リスト	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/substance_list.html
POPs 条約	https://www.pops.int/
米国 有害物質規制法（Toxic Substances Control Act : TSCA）	https://www.epa.gov/tsca-inventory
E U E L V 指令 2000/53/EC およびその改正((EU)2016/774)	http://ec.europa.eu/environment/waste/elv/index.htm
E U R O H S 指令 2011/65/EU およびその改正((EU) 2015/863)	http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm
E U P O P s 規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I	https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation
E U R E A C H 規則 (EC) No 1907/2006 (S V H C) Candidate List of SVHC for Authorization (認可対象候補物質) およびANNEX XIV (認可対象物質)	https://echa.europa.eu/web/guest/regulations/reach/candidate-list-substances-in-articles https://echa.europa.eu/authorisation-list
E U R E A C H 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	http://www.gadsl.org
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	http://std.iec.ch/iec62474
EU 包装材指令	
Proposition65	プロポジション65リスト - OEHHA (ca.gov)
CPSIA	The Consumer Product Safety Improvement Act (CPSIA) CPSC.gov
WEEE リサイクル情報提供対象物質	電気電子機器(WEEE)からの廃棄物-欧州委員会 (europa.eu)
米国金融規制改革法	
化審法	対象物質等一覧 (METI/経済産業省)
労働安全衛生法	安全・衛生 厚生労働省 (mhlw.go.jp)
カビ層保護法	
地球温暖化対策推進法	
資源有効利用促進法	
大気汚染防止法	
水質汚濁防止法	

